

第 681 回兵庫地方最低賃金審議会

日時：令和 7 年 10 月 2 日（木）9:30～
場所：兵庫労働局 16 階 第 3 共用会議室

次 第

1 開 会

2 議 題

- (1) 特定最低賃金の改正の必要性の有無の審議について
- (2) 特定最低賃金の金額改正の審議等について
- (3) その他

3 閉 会

(案)

令和7年10月2日

兵庫労働局長
金成真一 殿

兵庫地方最低賃金審議会
会長 山口 隆英

兵庫県自動車小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和7年7月18日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった兵庫県自動車小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、兵庫県自動車小売業最低賃金の改正決定の必要性について、全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達し得なかつたので答申する。



令和7年10月2日

兵庫労働局長
金成真一 殿

兵庫地方最低賃金審議会
会長 山口 隆英

兵庫県自動車小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和7年7月18日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった兵庫県自動車小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、兵庫県自動車小売業最低賃金の改正決定の必要性について、全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達し得なかつたので答申する。

兵庫地方最低賃金審議会

第 681 回審議会資料

令和 7 年 10 月 2 日

兵庫労働局労働基準部賃金室

第 681 回兵庫地方最低賃金審議会

資 料 目 次

1	令和 7 年度 最低賃金専門部会委員一覧表	1
2	令和 7 年度 兵庫県の最低賃金答申・改定状況	3
3	令和 7 年度 最低賃金審議経過一覧表	4
4	兵庫県特定最低賃金の改正決定等に係る報告文・答申文（写）	5

令和7年度 最低賃金専門部会委員一覧表

兵庫県（地賃）	公益	◎ ◇ センダ 千田 ナオキ 直毅	神戸学院大学 経営学部 教授	公益	◎ ◇ サカモト 坂本 チカ 知可	神戸花くま法律事務所 弁護士
		○ ◇ ※ ミカミ 三上 キミオ 喜美男	元(株)神戸新聞社 元 論説顧問		タカシナ 高階 トシノリ 利徳	兵庫県立大学 国際商経学部 教授
		◇ ヤマグチ 山口 タカヒデ 隆英	兵庫県立大学 国際商経学部教授		◎ ◇ ※ ミカミ 三上 キミオ 喜美男	元(株)神戸新聞社 元 論説顧問
	労働者	◇ ※ コスグ 小菅 リエ 梨絵	JAM山陽 副書記長	鉄鋼業	◇ コニシ 小西 ケイスケ 啓介	日本基幹産業労働組合連合会兵庫県本部 事務局長
		◇ コニシ 小西 ケイスケ 啓介	日本基幹産業労働組合連合会兵庫県本部 事務局長		フジタ 藤田 シュウヘイ 修平	虹技労働組合 書記長
		◇ ホリイ 堀井 セツヤ 説也	電機連合兵庫地協 事務局長		※ ムラカミ 村上 ケンジ 憲治	日亜鋼業労働組合 書記長
	使用者	◇ クラモト 倉本 シンジ 信二	三ツ星ベルト(株) 取締役常務執行役員 人事総務本部長	使用者	※ イノウエ 井上 フミオ 文男	虹技(株) 執行役員人事部長
		◇ マツオカ 松岡 ナオヤ 直哉	(一社)兵庫県経営者協会 労働政策部長		シノダ 篠田 ケン 兼	株神戸製鋼所 人事労政部企画グループ長
		◇ ヨシカワ 吉川 カズヒロ 和宏	山陽特殊製鋼(株) 人事・労政部 プロスタッフ主査		◇ ヨシカワ 吉川 カズヒロ 和宏	山陽特殊製鋼(株) 人事・労政部 プロスタッフ主査
塗料製造業	公益	カンバヤシ 上林 ノリオ 憲雄	神戸大学大学院 経営学研究科 教授	公益	カンバヤシ 上林 ノリオ 憲雄	神戸大学大学院 経営学研究科 教授
		◎ ◇ サカモト 坂本 チカ 知可	神戸花くま法律事務所 弁護士		◎ ◇ ※ センダ 千田 ナオキ 直毅	神戸学院大学 経営学部 教授
		○ ◇ ※ ニワモト 庭本 ヨシコ 佳子	神戸大学大学院 経営学研究科 准教授		◎ ◇ ※ ミカミ 三上 キミオ 喜美男	元(株)神戸新聞社 元 論説顧問
	労働者	ウラカミ 浦上 テツヤ 哲也	神東塗料労働組合 中央書記次長	はん用機械器具製造業等	◇ コスグ 小菅 リエ 梨絵	JAM山陽 副書記長
		ミウラ 三浦 圭司	関西ペイント労働組合 組合員		サカモト 坂元 リュウイチ 隆一	日本基幹産業労働組合連合会兵庫県本部 事務局次長
		◇ モリタ 森田 ナオキ 直樹	日本労働組合総連合会 兵庫県連合会 副事務局長		※ スドウ 須藤 ヨンヒト 良仁	JAM東洋機械金属労働組合 執行委員長
	使用者	※ タケモト 竹本 ノブヒサ 伸久	関西ペイント(株)尼崎事業所 事務安環G グループリーダー	使用者	シモオカ 下岡 タカシ 隆	株神鋼環境ソリューション 人事労政部長
		※ トコナミ 床次 マサブ 正庸	川上塗料(株) 総務部長		ナカザキ 中崎 ヨシキ 芳喜	TOYOイノベックス(株) 総務部長
		◇ ヨシカワ 吉川 カズヒロ 和宏	山陽特殊製鋼(株) 人事・労政部 プロスタッフ主査		◇ マツシタ 松下 タカコ 田佳子	川上塗料(株) 常務取締役

※：令和7年度新規担当委員、◇：本審委員、◎：部会長、○：部会長代理

令和7年8月5日時点

電子部品等製造業	公益	※ キヨタ 清田 美夏	神戸花くま法律事務所 弁護士	公益	○ ◇ センダ 千田 ナオキ 直毅	神戸学院大学 経営学部 教授
		○ ◇ ※ ニワト 庭本 ヨシコ 佳子	神戸大学大学院 経営学研究科 准教授		タカシナ 高階 トシノリ 利徳	兵庫県立大学 国際商経学部 教授
		◎ ◇ ※ ヤマグチ 山口 タカヒデ 隆英	兵庫県立大学 国際商経学部教授		◎ ◇ ※ ヤマグチ 山口 タカヒデ 隆英	兵庫県立大学 国際商経学部 教授
	労働者	スエチ 末道 タツヤ 辰也	ウシオ電機労働組合 執行委員長	計量器等製造業	クロイシ 黒石 尚穂	JAM山陽 兵庫西地協担当オルグ
		◇ ホリイ 堀井 セツヤ 説也	電機連合兵庫地方協議会 事務局長		◇ ※ コスゲ 小菅 リエ 梨絵	JAM山陽 副書記長
		※ マツシ 松石 タカヒロ 剛啓	ダイヘン労働組合 中央副執行委員長		タナカ 田中 ユウスケ 祐介	ヤマトハカリユニオン 執行委員長
	使用者	エイナガ 榮永 サトル 悟	三相電機(株) 取締役 統括管理部長	使用者	オカムラ 岡村 タケト 剛敏	大和製衡(株) 取締役管理本部長
		◇ マツオカ 松岡 ナオヤ 直哉	(一社)兵庫県経営者協会 労働政策部長		◇ タニグチ 谷口 トシヒサ 幸史	兵庫県中小企業団体中央会 専務理事
		※ ワキサカ 脇坂 ガク 岳	三菱電機(株)神戸製作所 総務部長		※ マツダ 松田 ケンジ 健仁	(株)阪神計器製作所 代表取締役会長
輸送用機械器具製造業	公益	※ キヨタ 清田 美夏	神戸花くま法律事務所 弁護士	公益	◎ ◇ サカモト 坂本 チカ 知可	神戸花くま法律事務所 弁護士
		◎ ◇ センダ 千田 ナオキ 直毅	神戸学院大学 経営学部 教授		※ タカシナ 高階 トシノリ 利徳	兵庫県立大学 国際商経学部 教授
		○ ◇ ミカミ 三上 喜美男	元(株)神戸新聞社 元 論説顧問		○ ◇ ※ ヤマグチ 山口 タカヒデ 隆英	兵庫県立大学 国際商経学部 教授
	労働者	エンドウ 遠藤 ヨシカズ 義一	ナブテスコ労働組合 中央執行委員長	自動車小売業	※ ナガシマ 長嶋 ユウスケ 祐輔	ホンダ販売労働組合 ホンダモビリティ近畿支部 支部執行委員
		カタヤマ 片山 ユウキ 勇輝	川崎重工労働組合兵庫支部 執行委員長		◇ ハシモト 橋本 キンヤ 欣也	スズキ労連 スズキ販売労働組合 自販兵庫支部 副支部執行委員長
		◇ ヨニシ 小西 ケイスケ 啓介	日本基幹産業労働組合連合会兵庫県本部 事務局長		◇ モリタ 森田 ナオキ 直樹	日本労働組合総連合会 兵庫県連合会 副事務局長
	使用者	カネコ 金子 トシユキ 敏之	(株)IHI 相生事業所 所長	使用者	アズマ ケンイチロウ 東 健一郎	(株)神戸マツダ 執行役員CHRO
		スズキ 鈴木 タケオ 健朗	川崎重工業(株) 人事労政部 労政課長		イマイ 今井 クニオ 晋生	兵庫トヨタ自動車(株) 代表取締役専務
		◇ マツオカ 松岡 ナオヤ 直哉	(一社)兵庫県経営者協会 労働政策部長		◇ クラモト 倉本 シンジ 信二	三ツ星ベルト(株) 取締役常務執行役員 人事総務本部長

※：令和7年度新規担当委員、◇：本審委員、◎：部会長、○：部会長代理

令和7年8月5日時点

令和7年度 兵庫県の最低賃金答申・改定状況

		令和6年度 時間額 (円)	改正後 時間額(円) (前年差)	改正 率(%)	影響 率(%)	専結日	部会 採決	6条5項 の適用	本審 採決	本審 採決	異議申 出締切 日	異議申 出状況	異議申 出に係 る答申 日	官報 公示日 (予定)	発効日 (予定)
地域別 最 賃	兵庫県最低賃金	1,052	1,116 (+64)	6.08%	30.73%	8月8日	●	無	8月8日	●	8月25日	有	8月25日	9月4日	10月4日
特 定 最 賃	塗料製造業	1,099	1,158 (+59)	5.37%	5.49%	9/19	○	有	—	—	10月6日				
	鉄鋼業	1,116	1,180 (+64)	5.73%	6.19%	10月1日	○	有	—	—	10月16日				
	はん用機械 器具等製造 業	1,087	1,150 (+63)	5.80%	9.07%	9月30日	○	有	—	—	10月15日				
	電子部品等 製造業	1,053	1,117 (+64)	6.08%	20.86%	9月16日	○	有	—	—	10月1日				
	輸送用機械 器具製造業	1,126	1,188 (+62)	5.51%	7.33%	9月29日	○	有	—	—	10月14日				
	計量器等製造業	1,053	1,117 (+64)	6.08%	12.47%	9月17日	○	有	—	—	10月2日				
	自動車小売業	963	申出あり 改正必要性なし												
	織維工業	800	申出なし												
各種商品小売業		797	申出なし												

部会採決の○は全会一致、●及び▲はそれぞれ使側委員及び労側委員反対 (● ▲ :一部反対)

令和7年度 最低賃金審議経過一覧表

項目		兵庫県	塗料製造業	鉄鋼業	はん用機械器具等製造業	電子部品等製造業	輸送用機械器具製造業	計量器等製造業	自動車小売業
申出書受理日			R7.7.4	R7.7.1	R7.7.1	R7.7.1	R7.7.1	R7.7.1	R7.7.1
改正の必要性	諮問年月日(本審)		R7.7.18						
	本審		R7.7.18						
	答申年月日		R7.8.21	R7.8.27	R7.9.1	R7.8.28	R7.9.9	R7.9.1	
改正諮問年月日	R7.7.15	R7.7.18							
専門部会委員任命年月日	R7.7.23 R7.7.28	R7.8.1 R7.8.5							
専門部会委員	公益代表	◎千田	上林	○坂本	上林	清田	清田	○千田	◎坂本
		○三上	◎坂本	高階	○千田	○庭本	◎千田	高階	高階
		山口	○庭本	◎三上	◎三上	◎山口	○三上	◎山口	○山口
	労働者代表	小菅	浦上	小西	小菅	末道	遠藤	黒石	長嶋
		小西	三浦	藤田	坂元	堀井	片山	小菅	橋本
		堀井	森田	村上	須藤	松石	小西	田中	森田
	使用者代表	倉本	竹本	井上	下岡	榮永	金子	岡村	東
		松岡	床次	篠田	中崎	松岡	鈴木	谷口	今井
		吉川	吉川	吉川	松下	脇坂	松岡	松田	倉本
実地視察実施年月日	R7.6.12 R7.6.26	—	—	—	—	—	—	—	—
第1回専門部会	R7.7.30	R7.8.21	R7.8.27	R7.9.1	R7.8.22	R7.8.22	R7.8.20	R7.9.3	
第2回専門部会	R7.8.1	R7.9.17	R7.9.16	R7.9.26	R7.8.28	R7.9.9	R7.9.1	R7.9.9	
第3回専門部会	R7.8.5	R7.9.19	R7.9.26	R7.9.30	R7.9.16	R7.9.25	R7.9.17		
第4回専門部会	R7.8.6		R7.10.1			R7.9.29			
第5回専門部会	R7.8.8								
審議会令6条5項の適用	無	有	有	有	有	有	有	無	
本審(答申)	R7.8.8	R7.9.19	R7.10.1	R7.9.30	R7.9.16	R7.9.29	R7.9.17	—	
発効日	R7.10.4	R7.12.1	R7.12.1	R7.12.1	R7.12.1	R7.12.1	R7.12.1	—	

◎は部会長、○は部会長代理



令和 7 年 9 月 19 日

兵庫地方最低賃金審議会
会長 山口 隆英 殿

兵庫地方最低賃金審議会
兵庫県塗料製造業最低賃金専門部会
部会長 坂本 知可

兵庫県塗料製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和 7 年 7 月 18 日兵庫地方最低賃金審議会において付託された兵庫県塗料製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員	労働者代表委員	使用者代表委員
上林憲雄	浦上哲也	竹本伸久
坂本知可	三浦圭司	床次正庸
庭本佳子	森田直樹	吉川和宏

兵庫県塗料製造業最低賃金

1 適用する地域

兵庫県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

(1) 塗料製造業

(2) (1) に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所

(3) 純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が（1）に掲げる産業に分類されるものに限る。）

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6月末満の者であって、技能習得中のもの

(3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃、片付け、軽易な運搬又は貯いの業務

ロ 手作業により又は手工具を用いて行う包装、袋詰め、箱詰め、ラベルはり、値札付け、検数若しくは選別の業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1,158円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和7年12月1日



令和 7 年 9 月 19 日

兵庫労働局長
金成真一 殿

兵庫地方最低賃金審議会
会長 山口 隆英

兵庫県塗料製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和 7 年 7 月 18 日付け兵労発基 0718 第 1 号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので答申する。

兵庫県塗料製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

兵庫県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

(1) 塗料製造業

(2) (1) に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所

(3) 純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が（1）に掲げる産業に分類されるものに限る。）

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃、片付け、軽易な運搬又は販売の業務

ロ 手作業により又は手工具を用いて行う包装、袋詰め、箱詰め、ラベルはり、値札付け、検数若しくは選別の業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1,158円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和7年12月1日



令和 7 年 10 月 1 日

兵庫地方最低賃金審議会
会長 山口 隆英 殿

兵庫地方最低賃金審議会
兵庫県鉄鋼業最低賃金専門部会
部会長 三上 喜美男

兵庫県鉄鋼業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和 7 年 7 月 18 日兵庫地方最低賃金審議会において付託された兵庫県鉄鋼業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員	労働者代表委員	使用者代表委員
坂本知可	小西啓介	井上文男
高階利徳	藤田修平	篠田兼
三上喜美男	村上憲治	吉川和宏

兵庫県鉄鋼業最低賃金

1 適用する地域

兵庫県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

(1) 鉄鋼業

(2) 純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が（1）に掲げる産業に分類されるものに限る。）

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6月末満の者であって、技能習得中のもの

(3) 次に掲げる業務に主として従事する者

　イ 清掃、片付け又は貯いの業務

　ロ 軽易な運搬の業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1,180円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和7年12月1日



令和 7 年 10 月 1 日

兵庫労働局長
金成真一 殿

兵庫地方最低賃金審議会
会長 山口 隆英

兵庫県鉄鋼業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和 7 年 7 月 18 日付け兵労発基 0718 第 1 号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので答申する。

兵庫県鉄鋼業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

兵庫県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

(1) 鉄鋼業

(2) 純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が（1）に掲げる産業に分類されるものに限る。）

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6月末満の者であって、技能習得中のもの

(3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃、片付け又は貯いの業務

ロ 軽易な運搬の業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1,180円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和7年12月1日



令和 7 年 9 月 30 日

兵庫地方最低賃金審議会
会長 山口 隆英 殿

兵庫地方最低賃金審議会
兵庫県はん用機械器具製造業、生産
用機械器具製造業、業務用機械器具
製造業最低賃金専門部会
部会長 三上 喜美男

兵庫県はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、
業務用機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和 7 年 7 月 18 日兵庫地方最低賃金審議会において付託された
兵庫県はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業最低
賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達した
ので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員	労働者代表委員	使用者代表委員
上林憲雄	小菅梨絵	下岡 隆
千田直毅	坂元隆一	中崎芳喜
三上喜美男	須藤良仁	松下田佳子

兵庫県はん用機械器具製造業、生産用機械器具
製造業、業務用機械器具製造業最低賃金

1 適用する地域

兵庫県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

(1) はん用機械器具製造業

(2) 生産用機械器具製造業

(3) 業務用機械器具製造業(計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。)

(4) 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(3)までに掲げる産業に分類されるものに限る。)

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6月末満の者であって、技能習得中のもの

(3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃、片付け又は販売の業務

ロ 手作業により又は手工具を用いて行う包装、袋詰め、箱詰め、レッタル貼り、値札付け、検数又は選別の業務

ハ 塗装におけるマスキングの業務

ニ 軽易な運搬又は工具若しくは部品の整理の業務

ホ 材料の送給、洗浄、取揃え、刻印打ち又は結束の業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。)

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1,150円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和7年12月1日



令和 7 年 9 月 30 日

兵庫労働局長
金成真一 殿

兵庫地方最低賃金審議会
会長 山口 隆英

兵庫県はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務
用機械器具製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和 7 年 7 月 18 日付け兵労発基 0718 第 1 号をもって貴職から諮
問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に
達したので答申する。

別 紙

兵庫県はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

兵庫県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

(1) はん用機械器具製造業

(2) 生産用機械器具製造業

(3) 業務用機械器具製造業(計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。)

(4) 純粹持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(3)までに掲げる産業に分類されるものに限る。)

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃、片付け又は貯いの業務

ロ 手作業により又は手工具を用いて行う包装、袋詰め、箱詰め、レッタル貼り、値札付け、検数又は選別の業務

ハ 塗装におけるマスキングの業務

ニ 軽易な運搬又は工具若しくは部品の整理の業務

ホ 材料の送給、洗浄、取揃え、刻印打ち又は結束の業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。)

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1,150円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和7年12月1日



令和7年9月16日

兵庫地方最低賃金審議会
会長 山口 隆英 殿

兵庫地方最低賃金審議会
兵庫県電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会
部会長 山口 隆英

兵庫県電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、
情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和7年7月18日兵庫地方最低賃金審議会において付託された兵庫県電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員	労働者代表委員	使用者代表委員
清田 美夏	末道 辰也	榮永 悟
庭本 佳子	堀井 説也	松岡 直哉
山口 隆英	松石 剛啓	脇坂 岳

兵庫県電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業最低賃金

1 適用する地域

兵庫県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

(1) 電子部品・デバイス・電子回路製造業

(2) 電気機械器具製造業(医療用計測器製造業(心電計製造業を除く。)及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。)

(3) 情報通信機械器具製造業

(4) 純粹持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(3)までに掲げる産業に分類されるものに限る。)

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6月末満の者であって、技能習得中のもの

(3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃、片付け、軽易な運搬又は販売の業務

ロ 手作業により又は手工具、小型電動工具、卓上旋盤若しくは卓上ボーラー盤その他これらに準ずる操作が容易な小型機械(卓上において行うものに限る。)を用いて行う材料の送給、洗浄、取揃え、選別、部分品の差し・曲げ・切り、穴あけ、ねじ合わせ、刻印打ち、みがき、バリ取り、組線、巻線、はんだ付け、かしめ、取付け、塗装、塗油、検査、検数、結束、袋入れ、箱入れ、包装、レッテル貼り又は値札付けの業務(これららの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。)

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1,117円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和7年12月1日



令和 7 年 9 月 16 日

兵庫労働局長
金成真一 殿

兵庫地方最低賃金審議会
会長 山口 隆英

兵庫県電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、
情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和 7 年 7 月 18 日付け兵労発基 0718 第 1 号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので答申する。

兵庫県電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

兵庫県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

(1)電子部品・デバイス・電子回路製造業

(2)電気機械器具製造業(医療用計測器製造業(心電計製造業を除く。) 及び
当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。)

(3)情報通信機械器具製造業

(4)純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から
(3)までに掲げる産業に分類されるものに限る。)

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6月末満の者であって、技能習得中のもの

(3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃、片付け、軽易な運搬又は販売の業務

ロ 手作業により又は手工具、小型電動工具、卓上旋盤若しくは卓上ボーラー盤その他これらに準ずる操作が容易な小型機械(卓上において行うものに限る。)を用いて行う材料の送給、洗浄、取揃え、選別、部分品の差し・曲げ・切り、穴あけ、ねじ合わせ、刻印打ち、みがき、バリ取り、組線、巻線、はんだ付け、かしめ、取付け、塗装、塗油、検査、検数、結束、袋入れ、箱入れ、包装、レッテル貼り又は値札付けの業務(これららの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。)

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1,117円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和7年12月1日



令和 7 年 9 月 29 日

兵庫地方最低賃金審議会
会長 山口 隆英 殿

兵庫地方最低賃金審議会
兵庫県輸送用機械器具製造業
最低賃金専門部会
部会長 千田 直毅

兵庫県輸送用機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和 7 年 7 月 18 日兵庫地方最低賃金審議会において付託された兵庫県輸送用機械器具製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員	労働者代表委員	使用者代表委員
清田 美夏	遠藤 義一	金子 敏之
千田 直毅	片山 勇輝	鈴木 健朗
三上 喜美男	小西 啓介	松岡 直哉

兵庫県輸送用機械器具製造業最低賃金

1 適用する地域

兵庫県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

(1) 鉄道車両・同部分品製造業

(2) 船舶製造・修理業、舶用機関製造業

(3) 航空機・同附属品製造業

(4) 産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業

(5) その他の輸送用機械器具製造業(自転車・同部分品製造業を除く。)

(6) (1) から (5) までに掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所

(7) 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(5)までに掲げる産業に分類されるものに限る。)

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6月末満の者であつて、技能習得中のもの

(3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃、片付け又は貯いの業務

ロ 塗装におけるマスキングの業務

ハ 軽易な運搬又は工具若しくは部品の整理の業務

ニ 材料の送給、洗浄、取揃え、刻印打ち又は結束の業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。)

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1,188円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和7年12月1日



令和 7 年 9 月 29 日

兵庫労働局長
金成真一 殿

兵庫地方最低賃金審議会
会長 山口 隆英

兵庫県輸送用機械器具製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和 7 年 7 月 18 日付け兵労発基 0718 第 1 号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので答申する。

兵庫県輸送用機械器具製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

兵庫県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

(1) 鉄道車両・同部分品製造業

(2) 船舶製造・修理業、舶用機関製造業

(3) 航空機・同附属品製造業

(4) 産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業

(5) その他の輸送用機械器具製造業(自転車・同部分品製造業を除く。)

(6) (1) から (5) までに掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所

(7) 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が (1) から (5) までに掲げる産業に分類されるものに限る。)

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6月末満の者であって、技能習得中のもの

(3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃、片付け又は販売の業務

ロ 塗装におけるマスキングの業務

ハ 軽易な運搬又は工具若しくは部品の整理の業務

ニ 材料の送給、洗浄、取揃え、刻印打ち又は結束の業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。)

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1,188円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和7年12月1日



令和 7 年 9 月 17 日

兵庫地方最低賃金審議会
会長 山口 隆英 殿

兵庫地方最低賃金審議会
兵庫県計量器・測定器・分析機器・試験機・
測量機械器具製造業最低賃金専門部会
部会長 山口 隆英

兵庫県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業
最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和 7 年 7 月 18 日兵庫地方最低賃金審議会において付託された
兵庫県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業最低賃金の改正決定
について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので報告する。
なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員	労働者代表委員	使用者代表委員
千田 直毅	黒石 尚穂	岡村 剛敏
高階 利徳	小菅 梨絵	谷口 幸史
山口 隆英	田中 祐介	松田 健仁

兵庫県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業最低賃金

1 適用する地域

兵庫県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

(1) 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業(理化学機械器具製造業を除く。)

(2) (1) に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所

(3) 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)に掲げる産業に分類されるものに限る。)

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6月末満の者であって、技能習得中のもの

(3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃、片付け、賄い、軽易な運搬又は工具若しくは部品の整理の業務

ロ 手作業による小物部品の包装、袋詰め又は箱入れの業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1,117円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和7年12月1日



令和 7 年 9 月 17 日

兵庫労働局長
金成真一 殿

兵庫地方最低賃金審議会
会長 山口 隆英

兵庫県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業
最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和 7 年 7 月 18 日付け兵労発基 0718 第 1 号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので答申する。

兵庫県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

兵庫県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

(1) 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業(理化学機械器具製造業を除く。)

(2) (1) に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所

(3) 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)に掲げる産業に分類されるものに限る。)

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 次に掲げる業務に主として従事する者

　イ 清掃、片付け、賄い、軽易な運搬又は工具若しくは部品の整理の業務

　ロ 手作業による小物部品の包装、袋詰め又は箱入れの業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1,117円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和7年12月1日



令和7年9月9日

兵庫地方最低賃金審議会
会長 山口 隆英 殿

兵庫地方最低賃金審議会
兵庫県自動車小売業最低賃金専門部会
部会長 坂本 知可

兵庫県自動車小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）

当専門部会は、令和7年7月18日、兵庫地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議を重ねた結果、兵庫県自動車小売業最低賃金の改正決定の必要性について、全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達し得なかったので報告する。

なお、本件の審議に当たった当専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員

坂本 知可
高階 利徳
山口 隆英

労働者代表委員

長嶋 祐輔
橋本 欣也
森田 直樹

使用者代表委員

東健一郎
今井晋生
倉本信二